

令和 7 年中津川市公共施設における飲料自動販売機設置事業者募集要領
(令和 7 年 1 0 月 1 日設置開始分)

中津川市では、中津川市公共施設（以下「施設」という。）において飲料自動販売機（以下「自動販売機」という。）を設置するにあたり、以下により自動販売機を設置する事業者（以下「事業者」という。）を募集します。

第 1 設置場所及び台数

物件 番号	所 在	施 設 名	設置場所 (別紙参照)	台 数	販売方式	月額最低 貸付料金 (円)	年間売上 本数 (参考)
①	中津川市川上 1437-1	川上保健福祉施設 かたらいの里	ラウンジ	1	缶・ビン・ ペット式	2,400 円	3,800 本

※売上数は参考ですので、売上を保証するものではありません。

※設置場所は別紙を参照し、現地の状況を確認してください。

第 2 行政財産貸付期間

令和 7 年 1 0 月 1 日 から 令和 1 2 年 9 月 3 0 日 までの期間とします。

第 3 応募の資格

飲料メーカー、バンダー企業又は飲料水を扱っている法人、団体又は個人で、令和 5 年 4 月 1 日以前から引続き自動販売機の設置業務の実績を有している者であれば応募できます。

ただし、以下の各号に掲げる者は、応募者又は応募者の構成員となることはできません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当する者
- (2) 中津川市の工事請負契約に係る指名停止等の措置要綱による指名停止を受けている期間中の者
- (3) 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づく民事再生手続開始の申立て又は決定がなされている者
- (4) 中津川市内に本店又は支店を有していない者
- (5) 国税又は中津川市税に未納がある者
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号から第 4 号まで又は同条第 6 号の規定に該当する者
- (7) 本市が実施した事業者の公募において、価格提案後又は貸付契約後、正当な理由無く辞退し、若しくは第 8 の貸付契約の解除により貸付契約を取り消され、又は虚偽の申告を行ってから 2 年を経過しない者

第 4 事業者の業務の範囲

- (1) 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、事業者が行ってください。また、常に商品の賞味期限に注意するとともに、売り切れ商品がないよう定期的な商品の補充等維持管理をするよう努めてください。
- (2) 自動販売機に併設して原則として、1 機の自動販売機に 1 個の使用済容器の回収ボックスを設置し、必要に応じて回収ボックスを増設するとともに、事業者の責任で適切に回収及び処分してください。
- (3) 衛生管理及び感染症対策については、関係法令を遵守するとともに徹底を図ってください。
- (4) 自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情については、事業者の責任において迅速に対応してくだ

さい。また、自動販売機に故障時等の連絡先を明記してください。

第5 費用負担

(1) 設置費及び撤去費

自動販売機及び付属機器の設置及び撤去に関する全ての費用は、事業者の負担とします。

(2) 電気料（四半期ごとに請求）

次の計算方法により算出した額を実費徴収します。

電気料（月額・円未満切捨て）＝電気量料金単価（円/Kwh）× 当該子メーターの表示する月間消費電力量

ア 屋外等で電力供給ができない物件は、電力会社と供給契約を締結してください。

イ 計量法（平成4年法律第51号）に基づく検査に合格し、有効期間内の子メーターを設置して使用すること。（設置、維持管理及び撤去に要する費用は設置事業者負担とします）

(3) 貸付料金（四半期ごとに請求）

対象物件に定める月額最低貸付料金以上の貸付料金（百円単位で記入）でご提案いただき、その金額を月額の貸付料金とします。

(4) 請求方法

四半期終了翌月の10日までに月ごとの電気使用量（子メーターを設置する場合のみ）の報告書を提出いただき、その実績を基に電気料の実費徴収及び貸付料金の納付書を送付しますので、当月末までに納めてください。

第6 自動販売機の仕様及び設置方法

(1) 省エネタイプの自動販売機にするよう努めてください。

(2) ユニバーサルデザインの機種にするよう努めてください。

(3) 自動販売機の設置にあたっては、耐震若しくは免震対策を行ってください。その際、できる限り施設に負担がかからない方法で設置してください。

(4) 故障時は迅速に施設の管理者に報告し、利用者の妨げにならないように努めてください。

第7 貸付条件

(1) 事業者は貸付物件を目的外に使用し、又はその使用する地位を譲渡し、若しくは転貸しないこと。

(2) 事業者は貸付物件の原状を変更しようとするときは、あらかじめ市の承諾を得ること。

(3) 事業者は貸付物件の原状を変更したときは、市が認めるものを除くほか、返還の際これを原状に復し、又はその損害を弁償しなければならないこと。

(4) 市の事情により協議の上、設置場所を変更することがあること。この場合の移設費用は、事業者が負担すること。

(5) 条例等に定めがある施設の閉館時間及び休館日については、自動販売機を使用することはできません。また、必要に応じて施設の管理者が閉館の措置をとった場合も同様とし、いずれの場合も貸付料の減額や補償の請求はできません。ただし、新型コロナウイルス感染症対策に伴い、管理者が閉館の措置をとった場合は「中津川市自動販売機の設置に係る市有施設の貸付け等に関する要綱」の定めるところによる。

(6) 施設内外での工事や停電等により、一時的に自動販売機が使用できない場合があります。この場合でも、貸付料の減額や補償の請求はできません。

(7) 施設の行事等で飲料等が販売される場合があります。この場合でも、貸付料の減額や補償の請求はできません。

(8) 酒類の販売は行わないこと。

(9) 自動販売機に付属して飲料以外のものを販売する場合は、施設管理者と事前に協議すること。

(10) 四半期終了翌月の10日までに月別の売上本数報告書を提出すること。

第8 貸付契約の解除

次に掲げる事由が生じたときは、市はその契約を取消し、使用を制限し、又は退去させることができるものとします。なお、契約の取消しによって生じた損害について、市は賠償の責めを負いません。

- (1) 第7の貸付条件に違反したとき。
- (2) 公用又は公共用に供するため必要が生じたとき。
- (3) 貸付物件の管理が良好でないとき。
- (4) 貸付料又は電気料の支払いを3ヶ月以上怠ったとき。
- (5) その他貸付の条件に違反したとき。

第9 応募書類の提出

自動販売機を設置しようとする者は、令和7年中津川市公共施設における飲料自動販売機設置事業者選定参加申込書（令和7年10月1日設置開始分）（様式第1号）に次の(1)、(2)、(3)、(4)及び(5)に掲げる書類を添えて(6)に掲げる方法で申込みを行ってください。

- (1) 飲料自動販売機設置提案書【様式第2号】
- (2) 飲料自動販売機設置提案書（別紙）【様式第3号】
- (3) 自動販売機の運営実績表【様式第4号】
- (4) 設置予定の飲料自動販売機のカタログ
- (5) 付属書類

申込者が法人の場合

ア 履歴事項全部証明書

イ 「法人税」及び「消費税及地方消費税」の納税証明書（その3の3）

ウ 法人市民税及び固定資産税の完納証明書

エ 有価証券報告書又は決算書

※イ、ウ及びエについては、過去1年度分をそれぞれ1部ずつ提出してください。（イ、ウは未納がないこと。）

※上記証明書については、いずれも令和7年4月1日以降に発行されたもの（複写でも可）を提出してください。

申込者が団体の場合

ア 団体の規約

イ 役員名簿

ウ 直近年度総会資料（予算書・決算書を含む）

エ 「法人税」及び「消費税及地方消費税」の納税証明書（その3の3）

オ 法人市民税及び固定資産税の完納証明書

※エ、オについては、過去1年度分をそれぞれ1部ずつ提出してください。（未納がないこと）

※上記証明書については、いずれも令和7年4月1日以降に発行されたもの（複写でも可）を提出してください。

申込者が個人の場合

ア 身分証明書（本籍地の市区町村が証明したもの）

イ 「申告所得税及復興特別所得税」及び「消費税及地方消費税」の納税証明書（その3の2）

ウ 市県民税及び固定資産税の完納証明書

※イ及びウについては、過去１年度分をそれぞれ１部ずつ提出してください。（未納がないこと）
※上記証明書については、いずれも令和７年４月１日以降に発行されたもの（複写でも可）を提出してください。

(6) 申込書等の提出方法

ア 提出場所

事務局 〒508-8501 中津川市かやの木町２番１号
中津川市役所 総務部 総務管財課

イ 提出方法 持参又は郵送（郵送は事務局へ電話にて到達確認を必ず行ってください）

ウ 申込書提出期間

令和７年８月１２日（火） ～ 令和７年８月２２日（金）

（土曜日、日曜日及び祝日を除く）

午前８時３０分～午後５時１５分まで（正午から午後１時を除く）

また、郵送により提出する場合は同日同時間までの必着とします。

エ 提出部数 １部

オ 注意事項

- ・提出された申込書等については、一切返却しません。
- ・提出期限後の提出書類の再提出及び差し替えは原則として認めません。
- ・応募者は、１物件につき１つの提案書に限らせていただきます。
- ・市は、提出された申込書等を審査以外には使用しませんが、必要な範囲において複製を作成する場合があります。

第 10 募集要領に対する質問

募集要領に対する質問がある場合は、質問書（様式第５号）に記載し、令和７年８月７日（木）午後５時１５分までに事務局へ持参又は電子メールで提出してください。（電子メールは事務局へ電話にて到達確認を必ず行ってください）

すべての質問に対する回答を令和７年８月１２日（火）午前９時以降、総務部総務管財課で閲覧及び、ホームページへ掲載します。質問者に対し、個別に回答はしません。

また、本募集とは関係ない質問に対しても回答しません。

※提出、閲覧ともに土曜日、日曜日及び祝日並びに平日の午前８時３０分以前及び午後５時１５分以降は受け付けません。

第 11 設置事業者の決定

申込書等を中津川市公共施設自動販売機設置事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）にて公正に審査します。

選定委員会は、申込書等の提出書類により審査を行い、最も評価点数の高い事業者に決定します。

ただし、審査の結果最も高い評価点数で同点の事業者が２者以上の場合には、申込者立会のうえ抽選により決定します。また、応募者が１者の場合でも選定委員会で審査し決定します。

審査項目

- ・月額貸付料金
- ・災害対策
- ・自動販売機の機能
- ・環境配慮
- ・社会貢献 等

※なお、審査結果の内容に関するお問い合わせには応じられません。

第 12 申込書提出後の日程

(1) 選定結果通知

令和 7 年 8 月下旬を予定

市は、事業者の候補者 1 事業者を選定し、その旨を応募者全員に通知します。

(2) 選定事業者と施設管理者との協議について

選定された事業者は、市と個別に設置場所等の協議を行うものとします。その結果、施設の物理的条件などの問題により、合意に至らない場合もありますので、御了承ください。

【事務局】

中津川市 総務部 総務管財課

住 所：〒508-8501 中津川市かやの木町 2 番 1 号

電 話：0573-66-1111（内線 461）

F A X：0573-66-0634

E-mail：shisan@city.nakatsugawa.lg.jp

自動販売機設置可能範囲…下記に示す範囲内に納まる自動販売機を設置してください。
(使用済容器回収ボックスの設置スペースは含みません。)

設置場所：川上保健福祉施設かたらいの里 ラウンジ（屋内）



125c（横）

90cm
奥行

1 物件あたりの
設置可能範囲